確認表【輸入業者用】

(輸入する食品循環資源利用飼料の製造事業場における適合状況の輸入業者による確認表)

事業場の名称

確認実施者の役職氏名

- I 事業場の概要
- 1. 原料受入れ、加熱処理等に関する事項

食品循環資源の加熱処理施設の分類

- A 撹拌しながら90℃以上、60分間以上の加熱又はこれと同等以上の加熱
- B 70°C以上、30分間以上又は80°C以上、3分間以上の加熱(Aを除く。)
- C 加熱設備なし または A及びB以外の加熱

加熱方式(油温減圧乾燥、間接蒸気加熱乾燥、熱風乾燥、蒸煮、等)

加熱方式

加熱温度

加熱時間

受入可能な食品残さの種類

- A 非動物由来食品循環資源(肉と接触した可能性がないもの)
- B 動物由来食品循環資源(C、D及びEを除く。)
- C 処理済動物由来食品循環資源
- D 処理済食品由来動物由来食品循環資源
- E 豚・馬カット肉、家きん肉、魚介類を加工して製造する食品(※)の製造過程の残さ ※ 食肉製品(ハム・ソーセージ・ベーコン類)、魚肉ねり製品(かまぼこ・ちくわ・はんぺん類)、エキス

(1/4ページ)

チェ	ック欄	(該当	(O)

チェック欄(受入可はO、受入不可は×)

動物由来たん白質が残る場合は原則輸入不可動物由来たん白質が残る場合は原則輸入不可動物由来たん白質が残る場合は原則輸入不可動物由来たん白質が残る場合は原則輸入不可(魚粉を除く。)

2. 製品の出荷に関する事項

輸入する食品循環資源利用飼料の用途

- A 牛用、めん羊用、山羊用又は鹿用(以下「牛用」と総称)
- B 豚用又はいのしし用(以下「豚用」と総称)
- C 鶏用若しくはうずら用又は食用馬用(以下「家きん等用」と総称)
- D 養殖水産動物用

輸入する食品循環資源利用飼料の形態

- A 乾物(大豆油かすやふすまなど、原物のまま配合飼料の飼料原料とできるもの)
- B 乾燥粉末
- C 湿潤(原物のビールかす、とうふかすや、サイレージ化したものなど)
- D 液状
- E 配合飼料(食品循環資源利用飼料を他の飼料原料(主に穀類(畜産用)又は魚粉 (養殖用))と混合し、家畜等に給与される段階の飼料)又はその原料となる混合飼料

輸入する食品循環資源利用飼料の出荷先(実需者)

- A 牛飼養農家 / 豚飼養農家 / 家きん飼養農家 / 養殖漁家
- B 食品循環資源利用飼料製造業者(Cを除く。)
- C 配混合飼料製造業者(Aを除く。)

Ⅱ ガイドラインへの適合状況

1. 食品残さの受入れに係る分別等の確認(製造元における対応状況)

(ガイドライン第3の3(3)及び第4の3関係)

- (1) i 原料排出者である食品製造業者等を全て把握している
 - ii 原料排出者一覧表を作成している
- (2) 各原料排出者に対して、受入可能な食品残さの種類及び自らの施設で加熱処理等を行うことができるのか否かを示している
- (3) 受け入れる食品残さの種類及び加熱処理等の対象のものが含まれるか否かを 各原料排出者に確認している
- (4) i 収集業者等を介する場合についても(2)及び(3)を行っている
 - ii 収集業者等に対して、食品残さへの加熱処理等の対象のものの混入及び 接触の有無を確認している

チェック欄(該当に〇)
チェック欄(該当に〇)
チェック欄(該当に〇) 牛 豚 *** 養殖
チェック欄(対応済は〇、未対応は×、不明は▲、 対応不要((3)、(4)iiで全て加熱する場合)はー) 別シート参照 別シート参照
確認結果は別シート参照

|確認結果は別シート参照

確認結果は別シート参照

2. 食品残さの運搬、保管

(ガイドライン第4の2関係)

原料運搬者に対して、原料排出者から飼料製造事業場までの運搬、保管の 過程において、加熱処理等の対象となる食品残さと加熱処理等の対象と ならない食品残さとを同一の車両で運搬し、又は同一の場所で保管する 場合には、容器の専用化や表示等によりそれぞれ相互に接触しないよう 対策を講じていることを確認している

3. 飼料の製造等

(ガイドライン第4の4(1)関係)

- (1)① 適正な加熱処理を行っている
 - ② 加熱処理が行われたものに、加熱処理が行われていないものが混入しないように 取り扱っている
 - ・加熱前と加熱後の専用の運搬容器、台車の利用(専用化しない場合の消毒や加熱)
 - ・加熱前の原料がこぼれても加熱後の容器や作業者を汚染しないような作業動線設定
 - 衣服、手袋、長靴交換と交換作業の動線の分離
 - ・加熱処理設備の投入口及び取出口の分離 または 加熱前の原料と接触しない 取出方法の確立
 - ③ 加熱処理に係る温度及び時間を帳簿に記載して2年間保存している
- (2) 自ら加熱処理等を行わない場合、製造した飼料の出荷先が加熱処理等を行う 事業場であることを契約等により担保している

4. 飼料の保管、出荷等

(ガイドライン第4の6関係)

- i 飼料の保管及び出荷の工程において、豚用飼料又は豚用飼料として利用される可能性がある飼料に、加熱処理等の対象となる原料や飼料が混入しないよう 対策を行っている
 - ・加熱前の原料受入れから加熱後の製品出荷まではワンウェイとなっている
 - ・加熱前の原料と加熱後の製品は置き場所の分別、管理で相互接触を避けている
- ii 動物由来食品循環資源及び動物由来食品循環資源を原材料とする飼料には 対象家畜等(家きん等用又は養殖水産動物用)を表示している

(3/4/1-2
チェック欄(対応済は○、未対応は×、不明は▲、 対応不要(全て加熱する場合)はー)
チェック欄(対応済は〇、未対応は×、不明は▲、加熱不要又は該当なしの場合は一) 以下4項目が全て×でない場合に〇
チェック欄(対応済は〇、未対応は×、不明は▲、 該当なしの場合はー)
該当するいずれかに〇

5. 帳簿の記載等

(ガイドライン第4の7関係)

- i 飼料の輸入及び譲渡しについて、帳簿を作成し、適切に記載している
 - ・輸入 輸入の年月日/輸入先国名/飼料の名称/輸入数量 相手方の名称/荷姿

飼料等が製造されたものの場合 製造国名/製造業者名/原材料

- ・製品出荷 譲渡しの年月日/相手方の名称/製品の名称/譲渡数量/荷姿
- ii 帳簿を8年間保存している

チェック欄(対応済は〇、未対応は×)

原料排出者一覧

番号	名称	所在地	事業形態 (※凡例参照)	受け入れる食品残さの 種類(※凡例参照)	収集業者の 介在等の有 無	契約締結	定期的現地 確認

表中の「○」のみを扱う場合、大臣確認(※)を受ける必要はありませんが、「△」を扱う場合は大臣確認を受けなくてはなりません。 ただし、いずれの食品循環資源利用飼料の製造業者であっても、と畜場、食鳥処理場等から輸送される枝肉や枝肉以外の可食部のカット、ミンチ等の処理を行う工場(カット場等)の残さは利用できません。このため、表中の事業所であっても、併設されたカット場等の残さが混入する場合には、当該事業所からの残さを利用できません。

表 食品循環資源利用飼料製造事業所が使用する食品残さの種類

- ・表中の「〇」は大臣確認を受けていない製造事業場においても使用できるもの。
- ・表中の「△」は大臣確認を受けていない製造事業場において使用できないもの。

			食品残る	さの種類	
原料排出者の 事業形態	事業所例	食品製造副産物等	余剰食品(商品の在庫品、 返却品)	調理残さ	食べ残し
食品製造業	ソーセージ製造工場、ハム製造工場、ベーコン製造工場、かまぼこ製造工場、ち くわ製造工場、はんぺん製造工場、エキス(家畜由来、魚介由来)製造工場	Δ	0		
及加农地米	上記以外の工場(例. 魚肉ハム・魚肉ソーセージ製造工場、ソース製造工場、ドレッシング製造工場、パン製造工場、菓子製造工場、麺製造工場、冷凍食品製造工場、そうざい製造工場)	0	0		
食品卸売業			0		
食品小売業	そうざい屋、パン屋、持ち帰り弁当屋、コンビニエンスストア(百貨店やスーパー内にあるものを含む)		0	0	
外食産業等	食堂・レストラン等の飲食店、セントラルキッチン、給食センター、旅館・ホテル、病院、学校、学生食堂、社員食堂、保育所、介護老人福祉施設			0	0

^(※)大臣確認とは、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・ 安全局長通知)の第1の2の(2)の農林水産大臣の確認のこと。

原料排出者 個票 (原料排出者における分別状況等の確認)

番号	名称	所在地	事業形態	受け入れる食品残さの種類	連絡先	責任者氏名	収集業者名 (介在する場合)	契約締結日	現地確認の 最終実施日

通し番号	受け入れる食品残さの種類		由来する事業所(建屋、フロア、ライン)の、肉を扱う事業 所等への該当の有無	動物由来食品循環資源等へ の該当の有無	有価物、廃棄 物等の該当 性	大臣確認の 要否	加熱処理等 の要否	受入 可否
	(選択肢) ・食物等 ・食物等 ・新理残さ ・食べ残し	(自由記載)	(選択肢) ①肉を扱う事業所 ②肉を扱わない事業所 ③肉を扱う建屋 ④肉を扱わない建屋 ⑤肉を扱うフロア ⑥肉を扱うフロア ⑥肉を扱うフィン ③肉を扱うライン ⑧肉を扱わないライン	(③④を除く)に該当 ②動物由来食品循環資源に	物 ③一般廃棄	(選択肢) ①要 ②不要	(選択肢) ①要 ②不要	(受入 可もの に不のも×)
1								
2								
3								
4								
5								
6								

原料排出者 個票 (原料排出者における分別状況等の確認) (記載例1:受入者は豚用飼料として出荷を意図、加熱設備なし)

番号	名称	所在地	事業形態	受け入れる食品残さの種類		責任者氏名	収集業者名 (介在する場合)	契約締結日	現地確認の 最終実施日
	〇〇製パン(株) 〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇〇 1-2-3	食品製造業 (製パン工場)		0xx-xxxx-xxxx xxxx@xxx.xxx.co.jp	OO課長 OO OO		R2.9.10	R2.9.12

通し番号	受	け入れる食品残さの種類	由来する事業所(建屋、フロア、ライン)の、肉を扱う事業 所等への該当の有無	動物由来食品循環資源等へ の該当の有無	有価物、廃棄 物等の該当 性	大臣確認の 要否	加熱処理等 の要否	受入 可否
	(選択肢) ・食品等 ・余剰食品・調強さ・食べ残し	(自由記載)	(選択肢) ①肉を扱う事業所 ②肉を扱わない事業所 ③肉を扱う建屋 ④肉を扱わない建屋 ⑤肉を扱うフロア ⑥肉を扱うフロア ⑥肉を扱うフィン ③肉を扱うライン ⑧肉を扱わないライン	(3) 4 を除く)に該当 2 動物由来食品循環資源に	(選択肢) ①有価物 ②産業廃棄 物 ③一般廃棄 物	(選択肢) ①要 ②不要		(受入 可なも○ に不のも×)
	食品製造副 産物等	製パン生地(使用しなかったもの)	⑥肉を扱わないフロア	②動物由来食品循環資源に 非該当	①有価物	②不要	②不要	0
	食品製造副 産物等	パン耳	⑧肉を扱わないライン	②動物由来食品循環資源に 非該当	①有価物	②不要	②不要	0
	食品製造副 産物等	惣菜パン(焼き工程に進まない型崩 れのもの)	⑦肉を扱うライン	①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当	②産業廃棄 物	②不要	①要	×
4	余剰食品	食パン	⑥肉を扱わないフロア	②動物由来食品循環資源に 非該当	①有価物	②不要	②不要	0
5	余剰食品	ソーセージパン(規定の加熱が証明 できるもののみ)	⑦肉を扱うライン	④処理済食品由来動物由来 食品循環資源に該当	①有価物	②不要	②不要	0
6	余剰食品	サンドイッチ	⑦肉を扱うライン	①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当	②産業廃棄 物	②不要	①要	×
7	余剰食品	パン耳切り落とし	⑦肉を扱うライン	①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当	②産業廃棄 物	②不要	①要	×

原料排出者 個票 (原料排出者における分別状況等の確認) (記載例2:受入者は牛用飼料として出荷を意図)

番号	名称	所在地	事業形態	受け入れる食品残さの種類	連絡先	責任者氏名	収集業者名 (介在する場合)	契約締結日	現地確認の 最終実施日
	〇〇食品(株)〇〇工場	している。	(即席めんエ	1 佐物等 余剰	0xx-xxxx-xxxx xxxx@xxx.xxx.co.jp	OO部長 OO OO	〇〇運送(株)	R2.9.23	R2.9.18

通し番号	受	け入れる食品残さの種類	由来する事業所(建屋、フロア、ライン)の、肉を扱う事業 所等への該当の有無	動物由来食品循環資源等へ の該当の有無	有価物、廃棄 物等の該当 性	大臣確認の 要否	加熱処理等 の要否	受入可否
	(選択肢) ・食物等 ・余剰理残さ ・調べ残し	(自由記載)	(選択肢) ①肉を扱う事業所 ②肉を扱わない事業所 ③肉を扱う建屋 ④肉を扱わない建屋 ⑤肉を扱うフロア ⑥肉を扱うフロア ⑥肉を扱うフィン ③肉を扱うライン ⑧肉を扱わないライン	(選択肢) ①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当 ②動物由来食品循環資源に 非該当 ③処理済動物由来食品循環 資源に該当 ④処理済食品由来動物由来 食品循環資源に該当	(選択肢) ①有価物 ②産業廃棄 物 ③一般廃棄 物	(選択肢) ①要 ②不要		(受能の 人 で で で で の で の に へ の に く の に く の に く の に く り に く り に り に く り に り に り に り に り に
	食品製造副 産物等	麺屑	⑥肉を扱わないフロア	②動物由来食品循環資源に 非該当	①有価物	②不要	②不要	0
		かやく屑(規定の加熱が証明できる もののみ)	⑦肉を扱うライン	④処理済食品由来動物由来 食品循環資源に該当	①有価物	②不要	②不要	×
3		カップ麺(包装ミス、破損品)(規定の加熱が証明できるもののみ)	⑦肉を扱うライン	④処理済食品由来動物由来 食品循環資源に該当	①有価物	②不要	②不要	×
4								
5								
6								

原料排出者 個票 (原料排出者における分別状況等の確認) (記載例3:受入者は豚用飼料製造を意図、加熱設備あり)

番号	名称	所在地	事業形態	受け入れる食品残さの種類		責任者氏名	収集業者名 (介在する場合)	契約締結日	現地確認の 最終実施日
			(冷凍食品工	1 萨物等 余剰	0xx-xxxx-xxxx xxxx@xxx.xxx.co.jp	00マネー ジャー 00 00		R2.10.1	

通し番号			由来する事業所(建屋、フロア、ライン)の、肉を扱う事業 所等への該当の有無	動物由来食品循環資源等へ の該当の有無	有価物、廃棄 物等の該当 性	要否	加熱処理等 の要否	受入 可否
	(選択肢) ・食品製造副産物等食品・調理残さ・食べ残し	(自由記載)	(選択肢)①肉を扱う事業所②肉を扱わない事業所③肉を扱う建屋④肉を扱わない建屋⑤肉を扱うフロア⑥肉を扱うオンロア⑦肉を扱うライン⑧肉を扱わないライン⑧肉を扱わないライン	(③④を除く)に該当 ②動物由来食品循環資源に	③一般廃棄	(選択肢) ①要 ②不要	(選択肢) ①要 ②不要	(受能のに不のに) (可なOTのもの)
1	食品製造副 産物等	製造工程の肉を含む残さ	⑤肉を扱うフロア	①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当	②産業廃棄 物	②不要	①要	0
2	余剰食品	製品の日切れ品(規定の加熱が証明できるもののみ)	⑦肉を扱うライン	④処理済食品由来動物由来 食品循環資源に該当	①有価物	②不要	②不要	0
3	余剰食品	製品の日切れ品(3以外)	⑦肉を扱うライン	①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当	①有価物	②不要	①要	0
4								
5								

原料排出者 個票 (原料排出者における分別状況等の確認) (記載例4:受入者は豚用飼料製造を意図、加熱設備あり)

番号	名称	所在地	事業形態	受け入れる食品残さの種類		責任者氏名	収集業者名 (介在する場合)	契約締結日	現地確認の 最終実施日
	〇〇法人〇〇会 〇〇給食センター	〇〇県〇〇市〇〇〇 5-6	外食産業 (給食セン ター)		0xx-xxxx-xxxx xxxx@xxx.xxx.co.jp	OO課長 OO OO	(有)〇〇運輸	R2.9.25	R2.9.30

通し番号	受	け入れる食品残さの種類	由来する事業所(建屋、フロア、ライン)の、肉を扱う事業 所等への該当の有無	動物由来食品循環資源等へ の該当の有無	有価物、廃棄 物等の該当 性	大臣確認の 要否	加熱処理等 の要否	受入可否
	(選択肢) ・食物製造副 産物製理残さ ・調食べ ・調食べ	(自由記載)	③肉を扱う建屋 ④肉を扱わない建屋 ⑤肉を扱うフロア ⑥肉を扱わないフロア ⑦肉を扱うライン	(選択肢) ①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当 ②動物由来食品循環資源に 非該当 ③処理済動物由来食品循環 資源に該当 ④処理済食品由来動物由来 食品循環資源に該当	(選択肢) ①有価物 ②産業廃棄 物 ③一般廃棄 物	(選択肢) ①要 ②不要		(
1	調理残さ	厨房残さ	①肉を扱う事業所	①動物由来食品循環資源 (3) 4) を除く) に該当	③一般廃棄 物	②不要	①要	0
2	調理残さ	給食センター従業員のための食堂 の厨房残さ	①肉を扱う事業所	①動物由来食品循環資源 (3) ④を除く)に該当	③一般廃棄 物	②不要	①要	0
3	食べ残し	給食センター従業員のための食堂 の残飯	①肉を扱う事業所	①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当	③一般廃棄 物	②不要	①要	0
4								
5								
6								

原料排出者 個票 (原料排出者における分別状況等の確認) (記載例5:受入者は豚用飼料製造を意図、加熱設備あり、大臣確認なし)

番号	名称	所在地	事業形態	受け入れる食品残さの種類		責任者氏名	収集業者名 (介在する場合)	契約締結日	現地確認の 最終実施日
	(株)0000 00店	つの景しの中ししい	(スーパー	库物 調坪特	0xx-xxxx-xxxx xxxx@xxx.xxx.co.jp	店長 〇〇 〇〇	○○ロジスティクス (株)	R2.10.8	R2.10.5

通し番号			由来する事業所(建屋、フロア、ライン)の、肉を扱う事業 所等への該当の有無	動物由来食品循環資源等へ の該当の有無	有価物、廃棄 物等の該当 性	大臣確認の 要否	加熱処理等 の要否	受入可否
	(選択肢) ・食物無理残らい。・調性の表別では、(選択の事業の) ・調性のでは、(選択を)・調性のでは、(選択を)・調性のでは、(選択を)・調性のでは、(選択を)・調性のでは、(選択を)・関係を)・関係を)・関係を)・関係を)・関係を)・関係を)・関係を)・関係	(自由記載)	⑦肉を扱うライン	(選択肢) ①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当 ②動物由来食品循環資源に 非該当 ③処理済動物由来食品循環 資源に該当 ④処理済食品由来動物由来 食品循環資源に該当	(選択肢) ①有価物 ②産業廃棄 物 ③一般廃棄 物	(選択肢) ①要 ②不要		(
	食品製造副 産物等	店舗販売する肉のカット残さ	①肉を扱う事業所	①動物由来食品循環資源 (3) ④を除く)に該当	③一般廃棄 物	①要	①要	×
2	調理残さ	店舗販売する惣菜の調理残さ	①肉を扱う事業所	①動物由来食品循環資源 (3) ④を除く)に該当	③一般廃棄 物	②不要	①要	0
3	調理残さ	店舗販売した惣菜の売れ残り	①肉を扱う事業所	①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当	③一般廃棄 物	②不要	①要	0
4								
5								
6								